

[戸籍保険]課 経営計画書（総括表）

■事務事業の総括

No.	事務事業名	様式 区分	R3 年度計画額（単位：千円）		R3 年度必要人工	
			計画額	内特定財源	職 員	会計年度 任用職員
1	戸籍住民基本台帳等事業	B	9,985	6,915	2.4	1.0
2	人口関係統計調査事業	B	9	9	0.1	0
3	子ども医療費助成事業	A	150,100	37,181	0.1	0.2
4	障害者医療費助成事業	A	35,195	17,590	0.1	0.2
5	母子・父子家庭等医療費助成事業	A	16,197	8,090	0.1	0.2
6	精神障害者医療費助成事業	A	20,180	3,868	0.1	0.1
7	後期高齢者福祉医療費助成事業	A	43,350	19,881	0.1	0.2
8	後期高齢者医療保険事業 （一般会計）	A	263,001	44,165	0.7	0.1
9	国民年金事業	A	65	65	0.5	0
10	国民健康保険事業 （特別会計）	A	1,865,500	1,255,270	4.0	0.5
11	後期高齢者医療保険事業 （特別会計）	A	350,918	40,420	0.7	0.5
12	養育医療費助成事業	B	2,078	1,731	0.1	0
13	個人番号カード交付事業	B	10,949	10,866	2.0	1.0
合 計			2,767,527	1,446,051	11.0	4.0

■特記事項

--

令和3年度 事業別行政経営計画書【B】

所属名	健康福祉部戸籍保険課	No.	1
事業名	戸籍住民基本台帳等事業		

■基礎情報

目的	社会生活において、住民の重要な身分事項等を記載した戸籍や居住関係を記録した住民基本台帳などを各種届出に基づき作成、管理、そして、必要に応じ、諸証明書等の交付を行うことにより、住民が安心して生活するための基礎とする。		
事務内容	<ul style="list-style-type: none">・ 住民基本台帳事務・ 戸籍事務・ 印鑑登録事務		
現在における経過又は課題	<ul style="list-style-type: none">・ 法改正に基づき、個人番号制度に関連した戸籍関係システムの改修を行っている。・ 令和2年度に予定していた、戸籍附票システム（戸籍の附票の記載事項の追加…住民基本台帳法の一部改正）及び戸籍総合システム（本籍地以外での戸籍謄・抄本の発行等…戸籍法の一部改正）の改修は、国から示される作業工程の仕様の遅れのため、令和3年度にかけて作業することとなり、繰越明許費で対応（12月補正）した。・ 法改正による各制度は、令和5年度までの運用開始に向けた作業工程が組まれており、順次、工程内容に合わせたシステム改修を進める必要がある。・ 令和3年2月から、個人番号カードを利用した住民票の写し及び印鑑登録証明書のコンビニエンスストア等の交付サービスを開始した。		
令和3年度の目標又は改善策	<ul style="list-style-type: none">・ 戸籍総合システム等について、繰越明許費で対応するシステム改修後、令和3年度の作業工程である、戸籍副本データの全件送信、戸籍の附票との名寄せプログラムの実行等の作業を行う。・ コンビニ交付サービスについて、個人番号カードの交付時に案内するなど、住民の利便性や戸籍保険課窓口の混雑緩和に繋がるよう、周知に努める。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第6章	持続可能な地域経営				
	基本政策	第2節	行財政経営				
成果指標	/						
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値

■3年間の目標

目標	戸籍、住民登録関係の登録情報を適切に管理し、各種届出、諸証明等の交付手続きを円滑に行う。				
項目(単位)	R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標
戸籍の広域化交付				○	
戸籍附票への住民票コード追加					○

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	戸籍事務連携のシステム改修及び戸籍の広域交付に伴う戸籍機器の整備
R5 年度	戸籍附票の住民票コード追加に伴う戸籍附票システム改修作業

■作業工程 (当該年度)

月	作業内容
4 ~	戸籍事務 住民基本台帳事務 印鑑登録事務 住民票の写し及び印鑑登録証明書のコンビニ交付サービス (R3. 2~3 実証事業)
4~5	戸籍総合システム改修 (戸籍附票・戸籍情報システム) …令和2年度予算 繰越明許費
6 7~12	戸籍総合システム 戸籍副本データの全件送信作業 戸籍総合システム 戸籍の附票との名寄せプログラムの実行作業

■事業コスト

		単位	R1 年度決算額	R2 年度当初予算額	R3 年度計画額
事業費		千円	26,010	15,233	9,985
(内特定財源)		千円	6,759	13,449	6,915
人工	職員	人工	2.9	2.9	2.4
	会計年度 任用職員	人工	1.0	1.0	1.0
	計	人工	3.9	3.9	3.4

■令和3年度計画特定財源内訳

(単位：千円)

特定財源名称	金額	備考(充当先等)
戸籍住民登録等手数料	6,410	2-3-1(3-1-1) 戸籍住民基本台帳等事業
中長期在留者住居地届出等事務委託金	380	2-3-1(3-1-1) 戸籍住民基本台帳等事業
人口動向調査事務市町村交付金	65(61)	2-3-1(3-1-1) 戸籍住民基本台帳等事業 過充当となるため、()内の金額を充当
人口動態調査事務市町村交付金	29(24)	同上
窓口用封筒広告料収入	40	2-3-1(3-1-1) 戸籍住民基本台帳等事業
合計	6,915	

■令和3年度計画額の主な増減

(新たな取組、臨時経費、廃止項目等)

(単位：千円)

項目(科目等)	計画額	増減額	内容

■目標又は改善策に対する取組内容

- ・繰越明許費で対応した戸籍総合システム等の改修は、国から示される作業工程の仕様に基づき、令和3年5月までにすべての作業を完了した。
- ・令和3年度に予定していたシステム改修のうち、副本全件送信作業は、令和3年7月までに完了したが、符号取得関連作業は、国の作業工程により、令和4年度に変更されたため、3月補正予算で減額し、令和4年度当初予算に改めて計上することとした。
- ・個人番号カードの交付時や電話での問合せ時に、住民票の写し及び印鑑登録証明書がコンビニエンスストアで取得できることを口頭や資料により案内し、周知に努めた。

■ 評価

- ・ 戸籍関係システムの改修は、国から示される作業工程により、令和2年度に引き続き、令和3年度もスケジュールの変更があった。国から示される作業工程により変更がある。法改正に伴うシステム改修は、令和5年度からの運用開始に向けた工程が組まれているため、引き続き、改修の時期、内容等の情報を把握しながら進める必要がある。
- ・ コンビニ交付サービスは、令和3年8月以降、毎月100件以上の利用状況にある。役場の閉庁時間帯においても利用可能であり、住民の利便性の向上や役場窓口の混雑緩和にも繋がると考える。個人番号カードの普及に伴い、今後も利用者が増加すると思われるため、引き続き、周知を図っていく必要がある。

■ 特記事項

令和3年度 事業別行政経営計画書【B】

所属名	健康福祉部戸籍保険課	No.	2
事業名	人口関係統計調査事業		

■基礎情報

目的	<p>人口動向調査：住民基本台帳において出生・死亡・転入・転出・転居等の異動をした者を集計することにより、県内の人口動向に関する統計資料とする。</p> <p>人口動態調査：戸籍の届出（出生・死亡・婚姻・離婚・死産）の統計により、人口及び厚生行政施策の基礎資料を得ることを目的としている。</p>		
事務内容	<ul style="list-style-type: none">・人口動向調査事務・人口動態調査事務		
現在における経過又は課題	<ul style="list-style-type: none">・人口動向調査は、毎月初めに、前月中の異動分を愛知県に報告する。・人口動態調査は、月2回の報告があり、1～14日までの届出分を当月20日までに、15～末日までの届出分を翌月5日までに、江南保健所に報告する。		
令和3年度の目標又は改善策	<ul style="list-style-type: none">・人口動向調査及び人口動態調査について、指定された期間の異動分・届出分の集計作業を行い、関係機関に遅延なく報告する。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第6章	持続可能な地域経営				
	基本政策	第2節	行財政経営				
成果 指標	/						
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値

■3年間の目標

目 標	人口動向調査及び人口動態調査について、法令に基づく報告事務を適切に行う。					
	項 目（単位）	R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	指定された期間の異動分・届出分の集計作業を行い、関係機関に報告する。
R5 年度	指定された期間の異動分・届出分の集計作業を行い、関係機関に報告する。

■作業工程（当該年度）

月	作 業 内 容
毎月	人口動向調査事務 ・毎月初めに、日本人及び外国人の出生、死亡、転入、転出、転居等の異動を集計し、県に報告する。
毎月	人口動態調査事務 ・毎月2回、戸籍の届出内容を入力・集計し、保健所に報告する。

■事業コスト

		単位	R1 年度決算額	R2 年度当初予算額	R3 年度計画額
事業費		千円	4	13	9
(内特定財源)		千円	4	13	9
人工	職員	人工	0.1	0.1	0.1
	会計年度 任用職員	人工	0	0	0
	計	人工	0.1	0.1	0.1

■令和3年度計画特定財源内訳

(単位：千円)

特定財源名称	金額	備考(充当先等)
人口動向調査事務市町村委託金	65 (4)	2-3-1(4-1-1) 人口関係統計調査事業 過充当となるため、() 内 の金額を充当
人口動態調査事務市町村委託金	29 (5)	同上
合計	9	

■令和3年度計画額の主な増減

(新たな取組、臨時経費、廃止項目等)

(単位：千円)

項目(科目等)	計画額	増減額	内容

■目標又は改善策に対する取組内容

- ・人口動態調査については、窓口での戸籍届出時に世帯の主な仕事を記入していただくよう説明し、夜間・休日の届出時の際も、同様に対応した。
- ・人口動向調査については、月初めに集計作業を行い、報告した。

■評価

- ・人口動態調査の職業調査については、江南保健所に正確なデータの報告ができるよう、届出の際の記入確認、聞取りを行い、毎月の期日までに報告することができた。
- ・人口動向調査については、月初めに集計作業を行い、愛知県統計課に期日までに報告することができた。

■特記事項

令和3年度 事業別行政経営計画書【A】

所属名	戸籍保険課	No.	3
事業名	子ども医療費助成事業		

■基礎情報

目的	子どもの福祉の増進を図るため、医療費の一部を支給し、福祉の向上に寄与する。
事務内容	<ul style="list-style-type: none">・ 出生から中学生（15歳到達の年度末）までの子どもの通院及び入院に係る医療費、高校生等（15歳到達の年度末の翌日から18歳到達の年度末まで）の入院に係る医療費の自己負担分の助成を行う。・ 出生から未就学児（6歳到達の年度末）までの通院に係る医療費及び出生から中学生（15歳到達の年度末）までの入院に係る医療費は、愛知県及び町が助成している。・ 小学生（6歳到達の年度末）から中学生（15歳到達の年度末）までの通院に係る医療費、高校生等（15歳到達の年度末の翌日から18歳到達の年度末まで）の入院に係る医療費は、町が助成している。
現在における経過又は課題	<ul style="list-style-type: none">・ 本事業における対象者数は横ばいであるが、医療の高度化等による一人当たり医療費の増加傾向は今後も続くと予測され、安定した持続可能な事業とするためにも、医療費の抑制や財源の確保が課題となっている。・ 本助成制度を維持する中において、入院に係る医療費は通院に比べると高額で、生活費に及ぼす影響が大きいため、負担の軽減を検討する必要がある。
令和3年度の目標又は改善策	<ul style="list-style-type: none">・ 令和3年4月診療分から、町の助成対象に、高校生等（15歳到達の年度末の翌日から18歳到達の年度末まで）の入院に係る医療費を加える。・ 高校生等の入院医療費の助成拡大について、対象者に対する案内と申請手続きを周知する。・ 医療費の適正化に向け、医薬品の自己負担額が抑えられるジェネリック医薬品の推奨や適正な受診勧奨等を、引き続き実施する。

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第2章	健康で安心な暮らし				
	基本政策	第3節	社会保障				
成果 指標	医療機関の適正受診とジェネリック医薬品の利用促進による医療費助成額の維持						
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
232,544 千円	258,556 千円	232,000 千円	232,000 千円	232,000 千円	232,000 千円	232,000 千円	232,000 千円

■3年間の目標

目標						
	項 目 (単位)	R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	医療費助成額やジェネリック医薬品比率の推移を把握・分析し、医療費の適正化に向けた、ジェネリック医薬品の推奨や適正な受診勧奨等を実施する。
R5 年度	医療費助成額やジェネリック医薬品比率の推移を把握・分析し、医療費の適正化に向けた、ジェネリック医薬品の推奨や適正な受診勧奨等を実施する。

■作業工程 (当該年度)

月	作 業 内 容
4 ↓	・ 受給者証交付申請受付・交付並びに医療費抑制チラシの配布、医療費支給申請の受付 (随時) ・ 医療費の支給、月報作成 (毎月)
6	・ 補助金実績報告 (前年度分)
8	・ 補助金交付申請
3	・ 補助金変更申請

■事業コスト

		単位	R1 年度決算額	R2 年度当初予算額	R3 年度計画額
事業費		千円	148,699	153,541	150,100
(内特定財源)		千円	35,163	41,592	37,181
人工	職員	人工	0.2	0.2	0.1
	会計年度 任用職員	人工	0.2	0.2	0.2
	計	人工	0.4	0.4	0.3

■令和3年度計画特定財源内訳

(単位：千円)

特定財源名称	金額	備考(充当先等)
子ども医療費補助金	36,630	3-1-4 (3-1-1) 子ども医療費助成事業
子ども医療費支給事務費補助金	551	3-1-4 (3-1-1) 子ども医療費助成事業
合 計	37,181	

■令和3年度計画額の主な増減

(新たな取組、臨時経費、廃止項目等)

(単位：千円)

項目(科目等)	計画額	増減額	内容

■目標又は改善策に対する取組内容

- ・令和3年4月診療分から、子ども医療費の助成対象に高校生等の入院に係る医療費を加え、事業を開始した。対象者への案内及び町の広報やホームページにより申請手続きを周知した。
- ・受給者証の交付時に、ジェネリック医薬品や、医療費の適正利用を推奨するチラシを手渡し、啓発を行った。

■評価

- ・子ども医療費の助成対象に高校生等の入院に係る医療費を加え、経済的負担の心配なく、安心して必要な医療を受けられるという事業の趣旨に寄与することができた。
- ・一方で、福祉医療費全体の医療費は増加傾向にあるため、このような状況が今後も続くことを念頭に置きながら必要な財源を確保し、事業を継続していく必要がある。
- ・チラシ紙面に、子どもの医療費が無料となる理由（充てられている財源）等を掲載することで、自身（家族）の健康管理や、医療機関適正受診の大切さを伝えることができた。

■特記事項

令和3年度 事業別行政経営計画書【A】

所属名	戸籍保険課	No.	4
事業名	障がい者医療費助成事業		

■基礎情報

目的	心身障がい者の健康の保持、増進を図るため、医療費の一部を支給し、福祉の向上に寄与する。
事務内容	<ul style="list-style-type: none">・一定の障がいを持つ方に受給者証を発行し、保険診療による自己負担分の医療費の助成を行なう。・3年に1回、受給者証の一斉更新(次回は令和4年8月1日)を行う。
現在における経過又は課題	<ul style="list-style-type: none">・対象者数は横ばいだが、医療費は増加傾向にあり、安定した持続可能な事業とするためにも、医療費の抑制や財源の確保が課題となっている。
令和3年度の目標又は改善策	<ul style="list-style-type: none">・医療費の適正化に向け、医薬品の自己負担額が抑えられるジェネリック医薬品の推奨や適正な受診勧奨等を、引き続き実施する。

■ 第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第2章	健康で安心な暮らし				
	基本政策	第3節	社会保障				
成果 指標	医療機関の適正受診とジェネリック医薬品の利用促進による医療費助成額の維持						
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
232,544 千円	258,556 千円	232,000 千円	232,000 千円	232,000 千円	232,000 千円	232,000 千円	232,000 千円

■ 3年間の目標

目標						
	項 目（単位）	R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標

■ 2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	医療費助成額やジェネリック医薬品比率の推移を把握・分析し、医療費の適正化に向けた、ジェネリック医薬品の推奨や適正な受診勧奨等を実施する。
R5 年度	医療費助成額やジェネリック医薬品比率の推移を把握・分析し、医療費の適正化に向けた、ジェネリック医薬品の推奨や適正な受診勧奨等を実施する。

■ 作業工程（当該年度）

月	作 業 内 容
4 ↓	・ 受給者証交付申請受付・交付並びに医療費抑制チラシの配布、医療支給申請の受付（随時） ・ 医療費の支給、月報作成（毎月）
6	・ 補助金実績報告
7	※受給者証の一斉更新（次回：令和4年8月1日）
8	・ 補助金交付申請
3	・ 補助金変更申請

■事業コスト

		単位	R1 年度決算額	R2 年度当初予算額	R3 年度計画額
事業費		千円	33,048	35,329	35,195
(内特定財源)		千円	16,034	17,657	17,590
人工	職員	人工	0.2	0.2	0.1
	会計年度 任用職員	人工	0.2	0.2	0.2
	計	人工	0.4	0.4	0.3

■令和3年度計画特定財源内訳

(単位：千円)

特定財源名称	金額	備考(充当先等)
障がい者医療費補助金	17,500	3-1-4 (4-1-1) 障がい者医療費助成事業
障がい者医療費支給事務費補助金	90	3-1-4 (4-1-1) 障がい者医療費助成事業
合計	17,590	

■令和3年度計画額の主な増減

(新たな取組、臨時経費、廃止項目等)

(単位：千円)

項目(科目等)	計画額	増減額	内容

■目標又は改善策に対する取組内容

- ・受給者証の新規発行・更新時に、医療機関の適正受診やジェネリック医薬品の利用等について、チラシを配るなど、周知した。

■ 評価

- ・主に、窓口で説明を行うことで、直接的に理解を求めることができた。ジェネリック医薬品に関するチラシにより、啓発を図ることができた。

■ 特記事項

令和3年度 事業別行政経営計画書【A】

所属名	戸籍保険課	No.	5
事業名	母子・父子家庭医療費助成事業		

■基礎情報

目的	母子家庭の母及び父子家庭の父並びにこれらの家庭の児童の健康の保持増進を図るため、医療費の一部を支給し、福祉の向上に寄与する。
事務内容	<ul style="list-style-type: none">・児童が18歳の年度末までの母(父)子家庭の母(父)と児童及び18歳の年度末までの父母のいない児童に対し受給者証を発行し、保険診療による自己負担分の医療費等の助成を行う。・毎年10月に所得判定を行い、受給者証の更新をする。
現在における経過又は課題	<ul style="list-style-type: none">・「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」が平成26年4月23日に公布、「母子及び寡婦福祉法」が一部改正(平成26年10月1日施行)されたことにより、大口町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正し、事業名を母子・父子家庭医療費に改め、平成26年10月1日から施行した。・平成30年6月の児童扶養手当法の改正により、児童扶養手当の支給制限の適用期間が変更されたことに伴い、母子・父子家庭医療制度の受給者証の有効期限を、受給者となった日以後最初に到来する7月31日から10月31日に変更し、平成31年4月1日から施行した。・本事業費はほぼ横ばいで推移してきたが、令和元年度においては約10%増加している。医療の高度化等により、今後も一人当たり医療費の増加が予測され、その抑制が求められている。
令和3年度の目標又は改善策	<ul style="list-style-type: none">・医療費の適正化に向け、受給者証更新時にチラシ等を利用し、医薬品の自己負担額が抑えられるジェネリック医薬品の推奨や適正な受診勧奨等を実施する。

■ 第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第2章	健康で安心な暮らし				
	基本政策	第3節	社会保障				
成果 指標	医療機関の適正受診とジェネリック医薬品の利用促進による医療費助成額の維持						
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
232,544 千円	258,556 千円	232,000 千円	232,000 千円	232,000 千円	232,000 千円	232,000 千円	232,000 千円

■ 3年間の目標

目標						
	項目(単位)	R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標

■ 2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	医療費助成額やジェネリック医薬品比率の推移を把握・分析し、医療費の適正化に向けた、ジェネリック医薬品の推奨や適正な受診勧奨等を実施する。
R5 年度	医療費助成額やジェネリック医薬品比率の推移を把握・分析し、医療費の適正化に向けた、ジェネリック医薬品の推奨や適正な受診勧奨等を実施する。

■ 作業工程 (当該年度)

月	作業内容
4 ↓	・ 受給者証交付申請受付・交付並びに医療費抑制チラシの配布、医療費支給申請受付 (随時) ・ 医療費の支給、月報作成 (毎月)
9	・ 対象者の把握と前年度の所得状況調査、補助金実績報告
10	・ 受給者証の一斉更新並びに医療費抑制チラシの配布
11	・ 補助金交付申請
3	・ 補助金変更申請

■事業コスト

		単位	R1 年度決算額	R2 年度当初予算額	R3 年度計画額
事業費		千円	17,436	17,120	16,197
(内特定財源)		千円	8,495	8,551	8,090
人工	職員	人工	0.2	0.2	0.1
	会計年度 任用職員	人工	0.1	0.2	0.2
	計	人工	0.3	0.4	0.3

■令和3年度計画特定財源内訳

(単位：千円)

特定財源名称	金額	備考(充当先等)
母子・父子家庭医療費補助金	8,000	3-1-4 (5-1-1) 母子・父子家庭医療費助成事業
母子・父子家庭医療費支給事務費補助金	90	3-1-4 (5-1-1) 母子・父子家庭医療費助成事業
合 計	8,090	

■令和3年度計画額の主な増減

(新たな取組、臨時経費、廃止項目等)

(単位：千円)

項目(科目等)	計画額	増減額	内容

■目標又は改善策に対する取組内容

- ・受給者証の新規発行及び更新時に、ジェネリック医薬品や、医療費の適正利用を推奨するチラシを手渡し、啓発を行った。

■ 評価

- ・チラシの紙面に、子どもの医療費が無料となる理由（充てられている財源）等を掲載することで、自身（家族）の健康管理や、医療機関適正受診の大切さを伝えることができた。

■ 特記事項

令和3年度 事業別行政経営計画書【A】

所属名	戸籍保険課	No.	6
事業名	精神障がい者医療費助成事業		

■基礎情報

目的	精神障がい者の健康の保持、増進を図るため、精神障がい者の医療費の一部を支給し、福祉の向上に寄与する。
事務内容	<ul style="list-style-type: none">・一定の精神障がいを持つ方で、通院は自立支援受給者証を所有する方に、入院は診断書により申請された方に対し、保険診療による自己負担分の医療費等の助成を行う。・精神障害者保健福祉手帳1・2級の方には、全疾病の医療等の助成を行う。・また手帳の有効期限、通院医療対象の有効期限毎に、受給者証の更新を行う。
現在における経過又は課題	<ul style="list-style-type: none">・平成23年7月から、精神障害者保健福祉手帳1・2級の方に全疾病の医療費等の助成を開始した。・本事業費はほぼ横ばいで推移してきたが、令和元年度においては約25%増加している。医療の高度化等により、今後も一人当たり医療費の増加が予測され、その抑制が求められている。
令和3年度の目標又は改善策	<ul style="list-style-type: none">・医療費の適正化に向け、受給者証更新時にチラシ等を利用し、医薬品の自己負担額が抑えられるジェネリック医薬品の推奨や適正な受診勧奨等を実施する。

■ 第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第2章	健康で安心な暮らし				
	基本政策	第3節	社会保障				
成果 指標	医療機関の適正受診とジェネリック医薬品の利用促進による医療費助成額の維持						
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
232,544 千円	258,556 千円	232,000 千円	232,000 千円	232,000 千円	232,000 千円	232,000 千円	232,000 千円

■ 3年間の目標

目 標						
	項 目 (単位)	R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標

■ 2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	医療費助成額やジェネリック医薬品比率の推移を把握・分析し、医療費の適正化に向けた、ジェネリック医薬品の推奨や適正な受診勧奨等を実施する。
R5 年度	医療費助成額やジェネリック医薬品比率の推移を把握・分析し、医療費の適正化に向けた、ジェネリック医薬品の推奨や適正な受診勧奨等を実施する。

■ 作業工程 (当該年度)

月	作 業 内 容
4 ↓	・ 受給者証交付申請受付・交付並びに医療費抑制チラシの配布、医療費支給申請受付 (随時) ・ 医療費の支給、月報作成 (毎月)
6	・ 補助金交付申請
8	・ 補助金交付申請
3	・ 補助金変更申請

■事業コスト

		単位	R1 年度決算額	R2 年度当初予算額	R3 年度計画額
事業費		千円	20,671	20,752	20,180
(内特定財源)		千円	4,281	4,549	3,868
人工	職員	人工	0.2	0.2	0.1
	会計年度 任用職員	人工	0.1	0.1	0.1
	計	人工	0.3	0.3	0.2

■令和3年度計画特定財源内訳

(単位：千円)

特定財源名称	金額	備考(充当先等)
精神障がい者医療費補助金	3,850	3-1-4 (6-1-1) 精神障がい者医療費助成事業
精神障がい者医療費支給事務費補助金	18	3-1-4 (6-1-1) 精神障がい者医療費助成事業
合 計	3,868	

■令和3年度計画額の主な増減

(新たな取組、臨時経費、廃止項目等)

(単位：千円)

項目(科目等)	計画額	増減額	内容

■目標又は改善策に対する取組内容

- ・受給者証の新規発行・更新時に、医療機関の適正受診やジェネリック医薬品の利用等について、チラシを配るなど、周知した。

■ 評価

- ・主に、窓口で説明を行うことで、直接的に理解を求めることができた。ジェネリック医薬品に関するチラシにより、啓発を図ることができた。

■ 特記事項

令和3年度 事業別行政経営計画書【A】

所属名	戸籍保険課	No.	7
事業名	後期高齢者福祉医療費助成事業		

■基礎情報

目的	後期高齢者医療制度の加入者のうち、障がい者や精神障がい者等の方の健康の保持増進を図るため、医療費の一部を支給し、福祉の向上に寄与する。
事務内容	<ul style="list-style-type: none">・後期高齢者医療制度の加入者のうち、障がい者や精神障がい者等の方の保険診療による自己負担分の医療費等の助成を行う。・対象者の区分に応じ、受給者証の一斉更新(3年ごと。次回令和5年8月)を行う。
現在における経過又は課題	<ul style="list-style-type: none">・受給者数はほぼ横ばいだが、医療費は増加傾向にあり自己負担額も増加していることから、安定した持続可能な事業であるためにも、医療費の抑制や財源の確保が課題となっている。
令和3年度の目標又は改善策	<ul style="list-style-type: none">・医療費の適正化に向け、受給者証の一斉更新時にチラシ等を利用し、医薬品の自己負担額が抑えられるジェネリック医薬品の推奨や適正な受診勧奨等を実施する。

■ 第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第2章	健康で安心な暮らし				
	基本政策	第3節	社会保障				
成果 指標	医療機関の適正受診とジェネリック医薬品の利用促進による医療費助成額の維持						
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
232,544 千円	258,556 千円	232,000 千円	232,000 千円	232,000 千円	232,000 千円	232,000 千円	232,000 千円

■ 3年間の目標

目標						
	項 目（単位）	R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標

■ 2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	医療費助成額やジェネリック医薬品比率の推移を把握・分析し、医療費の適正化に向けた、ジェネリック医薬品の推奨や適正な受診勧奨等を実施する。
R5 年度	医療費助成額やジェネリック医薬品比率の推移を把握・分析し、医療費の適正化に向けた、ジェネリック医薬品の推奨や適正な受診勧奨等を実施する。

■ 作業工程（当該年度）

月	作 業 内 容
4 ↓	・ 受給者証交付申請受付・交付並びに医療費抑制チラシの配布、医療費支給申請の受付（随時） ・ 医療費の支給、月報作成（毎月）
6	・ 補助金実績報告
7	・ 受給者証の更新案内送付並びに医療費抑制チラシの配布
8	・ 補助金交付申請
3	・ 補助金変更申請

■事業コスト

		単位	R1 年度決算額	R2 年度当初予算額	R3 年度計画額
事業費		千円	41,786	44,797	43,350
(内特定財源)		千円	19,766	23,724	19,881
人工	職員	人工	0.2	0.1	0.1
	会計年度 任用職員	人工	0.1	0.2	0.2
	計	人工	0.3	0.3	0.3

■令和3年度計画特定財源内訳

(単位：千円)

特定財源名称	金額	備考(充当先等)
後期高齢者福祉医療費補助金	19,715	3-1-4 (8-1-1) 後期高齢者福祉医療費助成事業
後期高齢者福祉医療費支給事務費補助金	166	3-1-4 (8-1-1) 後期高齢者福祉医療費助成事業
合計	19,881	

■令和3年度計画額の主な増減

(新たな取組、臨時経費、廃止項目等)

(単位：千円)

項目(科目等)	計画額	増減額	内容

■目標又は改善策に対する取組内容

- ・受給者証の新規発行・更新時に、医療機関の適正受診やジェネリック医薬品の利用等について、チラシを配るなど、周知した。

■ 評価

- ・主に、窓口で説明を行うことで、直接的に理解を求めることができた。ジェネリック医薬品に関するチラシにより、啓発を図ることができた。

■ 特記事項

令和3年度 事業別行政経営計画書【A】

所属名	戸籍保険課	No.	8
事業名	後期高齢者医療保険事業（一般会計）		

■基礎情報

目的	高齢者の医療費を中心に増加していく国民医療費を背景に、国民皆保険制度を将来にわたり維持するため、現役世代と高齢者でともに支え合うこと、また老人保健制度では現役世代と高齢者世代の世代間の負担の公平が指摘されていたため、この負担を明確化し、公平で分かりやすくすることを目的に創設された。
事務内容	<ul style="list-style-type: none">・健康診査事務・後期高齢者医療制度支援事務
現在における経過又は課題	<ul style="list-style-type: none">・高齢化を背景に被保険者数及び医療費は年々増加している。今後、75歳以上の人口のさらなる増加により、医療費の増大が想定されることから、後期高齢者医療制度の安定した持続可能な制度運営のためにも、医療費の抑制は課題となっている。・「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」（令和2年4月法改正）に向けた関係部署との協議を進め、令和3年度から事業を開始する準備を整えた。
令和3年度の目標又は改善策	<ul style="list-style-type: none">・年齢到達による新規加入者に対し、保険料賦課の根拠等を分かりやすく示す案内文書等を配布し、制度の周知徹底を図る。・保険証の一斉更新時に「ジェネリックカード」を配布し、医療費の抑制を図る。・高齢者に対する保健事業と介護予防の一体的実施のさらなる充実を図るため、関係部署と連携し、健康課題を分析・共有しながら、事業を実施する。

■ 第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第2章	健康で安心な暮らし				
	基本政策	第3節	社会保障				
成果 指標	特定健康診査受診率						
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
48.6%	55.8%	54.0%	56.0%	58.0%	60.0%	60.0%	60.0%

■ 3年間の目標

目標						
	項 目（単位）	R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標

■ 2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	高齢者に対する保健事業と介護予防の一体的実施の進捗状況を評価し、対象事業の拡充を図る。
R5 年度	高齢者に対する保健事業と介護予防の一体的実施の進捗状況を評価し、対象事業の拡充を図る。

■ 作業工程（当該年度）

月	作 業 内 容
4	後期高齢者医療システムの借り上げ 人間ドック受付
6	健診案内送付
8	被保険者証更新
毎月	75歳到達による新規加入者への案内 ※制度改正に伴うシステム改修は随時

■事業コスト

		単位	R1 年度決算額	R2 年度当初予算額	R3 年度計画額
事業費		千円	246,307	256,111	263,001
(内特定財源)		千円	52,118	43,280	44,165
人工	職員	人工	0.3	0.3	0.7
	会計年度 任用職員	人工	0.1	0.1	0.1
	計	人工	0.4	0.4	0.8

■令和3年度計画特定財源内訳

(単位：千円)

特定財源名称	金額	備考(充当先等)
後期高齢者医療保険基盤安定負担金	30,315	3-1-4(9-1-1) 後期高齢者医療保険事業
後期高齢者医療広域連合受託事業収入	13,850	3-1-4(9-1-1) 後期高齢者医療保険事業
後期高齢者医療広域連合受託事業収入(一体的 実施分)	5,800	3-1-4(1-1-1) 職員給与費
合計	49,965	

■令和3年度計画額の主な増減

(新たな取組、臨時経費、廃止項目等)

(単位：千円)

項目(科目等)	計画額	増減額	内容

■目標又は改善策に対する取組内容

- ・年齢到達による新規加入者に対する案内文書を、被保険者から寄せられる意見等を踏まえ、分かりやすく改訂し、対象者に配布した。
- ・被保険者証の一斉更新時に「ジェネリックカード」を配布した。
- ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について、健康生きがい課と連携し、高齢者を対象とした「口腔機能(歯、噛む、飲み込むなど、口の中全体)の維持・向上に向けた個別的支援」、地域の通いの場における「食生活、運動機能等、生活全般に関わる保健指導・健康相談」を実施した。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、地域の通いの場で行う予定をしていた事業を中止したが、新型コロナウイルス感染症の影響で、外出や人と接する機会が減り、高齢者の体力や認知機能の低下が危惧されたため、体力維持のための啓発リーフレットを作成し、配布した。

■評価

- ・後期高齢者医療の新規加入者から寄せられる質問、相談等に対し、適切な対応を図ることができた。
- ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る事業の一部中止は、新型コロナウイルス感染症の影響によるもので、やむを得ないことと考える。
- ・一般的に、高齢者の方は、複数の慢性疾患に加え、認知機能や社会的なつながりが低下するといった状態になりやすいことから、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえつつも、事業の実施方法を工夫しながら、疾病予防と生活機能の維持の両面に対する取組が必要である。

■特記事項

令和3年度 事業別行政経営計画書【A】

所属名	戸籍保険課	No.	9
事業名	国民年金事業		

■基礎情報

目的	国民年金法、年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき、国民年金等の各種届出・申請・請求に係る受理・審査・報告に関する事務処理を法定受託事務として行う。	
事務内容	<p>【法定受託事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出の受理及び報告（第1号被保険者に係る届出に限る） ・任意脱退申請の受理 ・任意加入の申出の受理及び事実の審査 ・裁定請求（福祉年金含む）の受理及び事実の審査（第1号被保険者期間を有する者に限る） ・障害基礎年金改定請求の受理 ・保険料の免除 	<ul style="list-style-type: none"> ・学生の納付特例及び若年者保険料納付猶予に係る申請の受理及び事実の審査 ・産前産後納付免除 ・年金生活者支援給付金に関する請求書等の受理及び請求に係る事実の審査 <p>【その他の業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者または受給者に係る届出（福祉年金を含む）の受理及び事実の審査 ・各種窓口相談・ねんきん特別便に関すること等
現在における経過又は課題	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金事務は、平成12年4月1日に施行された「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（地方分権一括法）により役割分担が見直され、市町村で行っていた事務（年金手帳の交付、現年度の保険料の徴収等）が順次、年金事務所へ移行した。 ・国民健康保険と連携し、国民年金資格取得の届出漏れがないよう手続きを行う必要がある。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、今後、収入減少者が増加することが予想されるため、日本年金機構の動向を確認し、適切な対応を行う。 	
令和3年度の目標又は改善策	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金等の各種届出書を受け付け、定期的に日本年金機構へ進達する。 ・年金事務所と連携しながら、国民年金被保険者に対する相談を継続する。 ・学生、経済的理由で納付が困難な場合等、個々の事情に応じ、納付免除・納付猶予等について説明し、適切な手続きを行う。 ・令和2年度税制改正による国民年金及び年金生活者支援システムの改修を行う。 	

■ 第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第2章	健康で安心な暮らし				
	基本政策	第3節	社会保障				
成果指標							
H26実績値	R1実績値	R2計画値	R3目標値	R4目標値	R5目標値	R6目標値	R7目標値

■ 3年間の目標

目標	国民年金に関する各種届出等の事務処理を適切に行う。					
	項目(単位)	R1実績	R2計画	R3目標	R4目標	R5目標

■ 2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4年度	国民年金に関する各種届出の手続き、システム管理を適切に行う。
R5年度	国民年金に関する各種届出の手続き、システム管理を適切に行う。

■ 作業工程 (当該年度)

月	作業内容
4	・ 税制改正に伴うシステム改修
7	・ 事務費交付金実績報告 ・ 障害者年金受給者所得状況調査
2	・ 事務費交付金申請
年間	・ 資格取得・喪失・免除申請等各種届書の受付及び進達(随時) ・ 年金相談日…4月、6月、8月、10月、12月、2月(各月1回)

■事業コスト

		単位	R1 年度決算額	R2 年度当初予算額	R3 年度計画額
事業費		千円	61	103	65
(内特定財源)		千円	61	103	65
人工	職員	人工	0.5	0.5	0.5
	会計年度 任用職員	人工	0	0	0
	計	人工	0.5	0.5	0.5

■令和3年度計画特定財源内訳

(単位：千円)

特定財源名称	金額	備考(充当先等)
国民年金基礎年金等事務費交付金 及び福祉年金事務費交付金	4,649	2-1-7(4-1-1) 649千円 基幹系システム運用事業 3-1-5(1-1-1) 3,935千円 職員給与費 3-1-5(3-1-1) 65千円 国民年金事業
合計	4,649	

■令和3年度計画額の主な増減

(新たな取組、臨時経費、廃止項目等)

(単位：千円)

項目(科目等)	計画額	増減額	内容

■目標又は改善策に対する取組内容

- ・国民年金の取得、喪失漏れ等がないよう、国民健康保険の加入手続きと併せ、手続きを行った。また、国外からの転入者については、社会保険加入の有無を確認した上で、国民年金の取得手続きを説明した。
- ・経済的理由により、国民年金保険料の納付が困難な方については、未納にならないよう、窓口で免除・納付猶予申請について説明し、手続きを進めた。
- ・一宮年金事務所と連携し、年金相談を4月・6月・10月・12月・2月に開催した。
- ・窓口で受け付けた年金異動届、免除・納付猶予申請・学生納付特例申請等は、内容を確認の上、定期的に日本年金機構名古屋広域事務センターに進達した。

■評価

- ・国民年金に関する各種届出の他、国民健康保険と連携し、国民年金の取得、喪失もれ等がないよう手続きを行うことができた。
- ・年金相談は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止した8月を除き、実施することができた。役場での年金相談は、相談者にとって利便性が高いため、引き続き、一宮年金事務所と連携し、継続する必要がある。

■特記事項

令和3年度 事業別行政経営計画書【A】

所属名	戸籍保険課	No.	10
事業名	国民健康保険事業（特別会計）		

■基礎情報

目的	国民皆保険制度を維持し、愛知県とともに健全な財政運営を図る。	
事務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険被保険者の資格管理 ・国民健康保険税の賦課徴収 ・国庫補助金、県費補助金等の申請 ・国民健康保険事業費納付金の納付 	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険被保険者への特定健診及び保健事業の実施
現在における経過又は課題	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の高齢化や医療の高度化により一人当たりの医療費は増加しており、安定して持続可能な保険制度を目指す上でも、医療費の抑制が求められている。 ・平成30年度から愛知県との共同運営が始まったが、納付金を保険税収入では賅えず、基金の取崩しや一般会計からの繰入れに依存している状態が続いている。税率等の見直しだけでなく、医療費の適正化や収納率向上のさらなる取組が必要となっている。 ・そのためにも、被保険者の自主的な健康増進及び疾病予防は不可欠であり、保健事業のさらなる充実が求められている。 	
令和3年度の目標又は改善策	<p>保健事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2期データヘルス計画の中間評価結果に基づく事業改善に取り組む。また、特定健診等のデータ分析を拡充し、より効果的な受診勧奨を行うことで、特定健診受診率、保健指導実施率の向上を図る。 <p>医療費の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療費の抑制を図り、療養費抑制のためのチェック機能強化、重複多受診者への受診内容確認、長期受診の内容確認等を行い、医療費の適正化に努める。 <p>収納率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口座振替原則化の周知・推奨を徹底するとともに、スマートフォン決済等の納付機会の拡充を図る。 ・税務課と連携した相談体制の充実や、現年度収納率向上に向けた電話納付案内を実施する。 <p>広報啓発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保制度の周知や医療費適正化を勧奨するパンフレット等を作成・活用し、窓口対応や、納税通知書の発送時など、様々な場面で広報・啓発活動を行う。 ・国保財政の都道府県化に伴い、税率等の適正化に向けた検討を引き続き進めるとともに、被保険者に広く周知し、理解を求める。 <p>税率等の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大口町国民健康保険運営方針（R3～R5）に基づき、一般会計からの繰入及び基金取り崩し（被保険者負担の激変緩和措置）を講じながら、税率等の改正、賦課方式の見直しを行う。 	

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第2章	健康で安心な暮らし				
	基本政策	第3節	社会保障				
成果 指標	特定健康診査受診率						
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
48.6%	55.8%	54.0%	56.0%	58.0%	60.0%	60.0%	60.0%

成果 指標	国民健康保険税収納率						
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
95.3%	96.3%	95.5%	96.3%	96.4%	96.4%	96.5%	96.5%

■3年間の目標

目標	保健事業の推進（特定健診受診率60%）、医療費の適正化（被保険者一人当たりの保険給付費の伸び率を2.0%以内に抑制）、収納率の向上（収納率96.5%）、国保税の適正化（赤字額1,800万円の削減）を目指す。				
項目（単位）	R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標
特定健診受診率（%）	55.8	54.0	56.0	58.0	60.0
国民健康保険税収納率（%）	96.3	96.3	96.3	96.4	96.4

■ 2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4～ R5 年度	<p>○保健事業（特定健診、特定保健指導）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健診受診状況の分析結果を基に、医師会との連携を強化し、受診勧奨を拡充して実施する。令和3年度には、ポテンシャル分析（医療機関別受診状況等の調査・分析）を実施し、分析結果に基づく被保険者への周知・受診啓発につなげるとともに、令和4年度以降の受診勧奨事業のさらなる拡充を図る。 ・健診票の印刷製本及び発送事務に必要なプリンター等機器の老朽化に伴い、令和3年度に新たな健診事務の体制構築（扶桑町、医師会と連携）を検討し、令和4年度から新たな健診事務を開始する予定。 <p>○医療費の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正な資格管理、レセプト点検、ジェネリック医薬品の利用促進、第三者行為把握など、現状の取り組みを充実・継続する。 <p>○収納率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口座振替原則化、スマートフォン決済等の納税機会の充実、税務課と連携した相談体制の強化、滞納整理の徹底などの取り組みを充実・継続する。 <p>○国保税率等の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛知県の保険税率標準化の動向を踏まえ、被保険者数、世帯数の状況や、保険給付費の推移などを考慮し、必要な税率等の改正を行う。また、被保険者に過度な負担とならぬよう、激変緩和策として、一般会計からの繰入、基金の取崩しを行う。 ・赤字削減・解消計画に基づき、令和5年度をもって、一般会計からの繰入金解消を目指す。 ・令和5年度、大口町国民健康保険運営方針（R3～R5年度）を改定する。

■ 作業工程（当該年度）

月	作 業 内 容	
4	【国保資格、賦課徴収関係】 短期保険証更新、納税相談、催告書送付	【特定健診、特定保健指導、保健事業関係】 人間ドック 申込受付、受診案内（広報4月号案内） 特定健診受診率向上事業契約 特定保健指導
5	本算定準備 収納強化月間	人間ドック 実施 ↓
6	本算定実施、保険税決定（広報6月号案内）療養給付等負担金実績報告	↓特定健診 健診票発送準備（広報6月号案内） ↓
7	被保険者証更新、納税相談（広報7月号案内）資格証明、短期保険証更新、催告書送付	↓特定健診 健診票発送 ↓
8	収納強化月間、未申告者調査、事業費納付金の納付開始（以後毎月）	↓
9		特定健診 未受診者への受診勧奨 ↓
10	短期保険証更新、納税相談、基盤安定負担金交付申請	重症化予防訪問（3月まで随時）
11	催告書送付、税率改正の変更について国保運営協議会での審議	健康まつり 健康チェック ↓↓
12	収納強化月間、税率改正の変更について国保運営協議会での審議	特定健診 未受診者への受診勧奨案内の発送（広報12月号案内） 特定健康診査等実施計画素案 ↓↓
1	短期保険証更新、納税相談 療養給付費等負担金変更交付、特別調整交付金申請、国保運営協議会での税率改正についての答申後、議会への議案上程	特定健診 集団検診の実施 ↓↓
2	調整交付金実績申請	↓↓
3	国民健康保険税滞納分の執行停止及び不納欠損処分	人間ドック チラシ作成 ↓↓

■事業コスト

		単位	R1 年度決算額	R2 年度当初予算額	R3 年度計画額
事業費		千円	1,957,677	1,927,300	1,865,500
(内特定財源)		千円	1,208,176	1,279,377	1,255,270
人工	職員	人工	5.0	5.5	4.0
	会計年度 任用職員	人工	0.5	0.5	0.5
	計	人工	5.5	6.0	4.5

■令和3年度計画特定財源内訳

(単位：千円)

特定財源名称	金額	備考(充当先等)
県支出金 保険給付費等交付金	1,255,143	2-1-1(2-1-1) 一般療養給付事業 他
保険税督促手数料	100	1-2-1(2-1-1) 賦課徴収事業
財政調整基金預金利子等収入	27	5-1-1(2-1-1) 一般管理事業
合計	1,255,270	

■令和3年度計画額の主な増減

(新たな取組、臨時経費、廃止項目等)

(単位：千円)

項目(科目等)	計画額	増減額	内容

■目標又は改善策に対する取組内容

保健事業の推進

- ・特定健診の受診履歴や結果、問診データをもとに、AIを用いて、受診勧奨対象者及びその対象者の健康意識を分析し、対象者の特性ごとに分類された通知物による受診勧奨を委託実施した。

医療費の適正化

- ・柔道整復及び鍼灸施術の療養費について、適切に支給されているか審査するため、被保険者に対し、郵送による状況調査を実施した。
- ・その他、重症化予防、レセプト点検、医療給付情報・介護給付情報の突合審査、医療費通知(6回)、ジェネリック医薬品の差額通知(2回)等を実施し、医療費の適正化に努めた。

収納率の向上

- ・口座振替原則化の周知・推奨を徹底するとともに、スマートフォン決済等の納付機会の拡充を図った。
- ・税務課と連携した窓口での納税相談を始め、電話及び文書による納付案内を実施した。

広報啓発の推進

- ・国民健康保険制度や保険税率の改定の内容を周知し、医療費適正化を勧奨するパンフレット等を作成し、納税通知書の発送時に同封したり、窓口での案内で活用したりするなど、被保険者に制度を理解していただけるよう努めた。

税率等の適正化

- ・国民健康保険税率（令和4年度改正）について、資産割額の税率の縮減及び愛知県に納付する国民健康保険事業費納付金の財源確保のための税率改定を始め、地方税法の改正による未就学児に係る均等割額の一律5割の軽減措置の創設及び課税限度額の引上げに係る改正を行った。

■ 評価

保健事業の推進

- ・新型コロナウイルス感染症が感染の拡大と縮小を繰り返す中、令和3年度は、特定健康診査（個別健診、集団健診）及び人間ドックを予定どおり実施することができた。
- ・特定健康診査は、疾病の早期発見と早期治療に繋がられるよう、引き続き効果的な受診勧奨を継続していく必要がある。一方で、特定保健指導は、新型コロナウイルス感染症の影響により、従来、実施していた戸別訪問による勧奨を控えざるを得ない状況にあるが、電話など別の方法で、対象者の健康保持を支援していく必要がある。

医療費の適正化

- ・柔道整復及び鍼灸施術の療養費に係る状況調査では、調査選定対象基準に基づく11件の調査を行った結果、適正な施術がされていることが確認できた。
- ・国民健康保険の被保険者数は減少傾向にあるが、一人当たり医療費は県平均を上回っており、各種の取組を継続・改善し、医療費の適正化に努める必要がある。

収納率の向上

- ・国民健康保険税の口座振替の登録率（国民健康保険税の納付方法を口座振替としている世帯の割合）は84.2%と高位を維持している（平成29年度（口座振替の原則化前）は約63%、令和2年度は83.4%）。
- ・国民健康保険税の滞納者には、随時、電話及び窓口での納税相談を実施し、納税資力の有無や滞納原因を把握するため、個別に生活状況等の確認を行い、早期の滞納解消に向けた納税への動機づけに努めた。令和3年度は、令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、全滞納者に短期被保険者証を交付・更新した。

広報啓発の推進

- ・国民健康保険制度には、様々な手続きがあるため、被保険者に、その仕組みを理解・活用していただけるよう、ホームページ等により、分かりやすい広報に努める必要がある。

税率等の適正化

- ・現状、厳しい状況が続く国民健康保険財政であるが、国民健康保険事業費納付金等、不足する財源には財政調整基金等を活用しつつ、保険税率等を改定し、将来にわたって安定した制度として持続していく必要がある。

■ 特記事項

- ・平成30年度からの国民健康保険の都道府県化に伴う納付金財源が大幅に不足しており、毎年、税率等の改正を行っているものの、依然、不足分を補うに至っていない。引き続き、課税方式や税率等の見直しが不可欠な状況であるため、慎重な検討を行うとともに、被保険者に対し、周知・理解を求めていく必要がある。
- ・財源を確保する上で、医療費の適正化及び収納率の維持・向上の充実は不可欠であり、特に、保健事業に期待される役割は大きい。令和2年度に、第2期データヘルス計画の中間評価を行った結果に基づき、各種目標達成に向けた着実な事業の推進が課題となっている。

令和3年度 事業別行政経営計画書【A】

所属名	戸籍保険課	No.	1 1
事業名	後期高齢者医療保険事業（特別会計）		

■基礎情報

目的	高齢者の医療費を中心に増加していく国民医療費を背景に、国民皆保険制度を将来にわたり維持するため、現役世代と高齢者でともに支え合うこと、また老人保健制度では現役世代と高齢者世代の世代間の負担の公平が指摘されていたため、この負担を明確化し、公平で分かりやすくすることを目的に創設された。
事務内容	<ul style="list-style-type: none">・ 保険料の徴収・ 保険証等の引き渡し・ 各種申請や届け出の受付・ 制度に関する広報及び窓口相談
現在における経過又は課題	<ul style="list-style-type: none">・ 後期高齢者医療制度が、適正かつ安定して持続可能な運営ができるよう、愛知県後期高齢者医療広域連合の事務である資格管理や給付の適正化の推進に協力し、保険料の収納率向上を図っている。・ 特に年齢到達による新規加入者について、後期高齢者医療制度の誤解が少なからず見受けられるので、十分な啓発・丁寧な説明に努めている。・ 国保税を滞納したまま国保から後期に移行する者が年々増加していることから、収納対策のいっそうの強化が求められる。
令和3年度の目標又は改善策	<ul style="list-style-type: none">・ 被保険者証の発送時にパンフレット等を同封したり、広報紙等を通じて、制度の周知を図る。特に、令和2・3年度の保険料率が改定されたため、窓口リーフレットを設置し、手続きに応じ口頭で説明するなど周知徹底を図る。・ 普通徴収の方への口座振替の勧奨や、電話催告、文書催告等を頻繁に行い、保険料の収納率の向上を図る。

■ 第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第2章	健康で安心な暮らし				
	基本政策	第3節	社会保障				
成果 指標	特定健康診査受診率						
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
48.6%	55.8%	54.0%	56.0%	58.0%	60.0%	60.0%	60.0%

■ 3年間の目標

目標						
	項 目（単位）	R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標

■ 2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	被保険者数が増加する一方、本制度を支える現役世代は減少する中、愛知県後期高齢者医療広域連合との連携を密に、制度改正への適時対応、収納率維持に努める。
R5 年度	被保険者数が増加する一方、本制度を支える現役世代は減少する中、愛知県後期高齢者医療広域連合との連携を密に、制度改正への適時対応、収納率維持に努める。

■ 作業工程（当該年度）

月	作 業 内 容
4	特徴仮徴収額通知、催告書送付
7	保険料決定通知送付
8	徴収強化月間
11	催告書送付
12	徴収強化月間

■事業コスト

		単位	R1 年度決算額	R2 年度当初予算額	R3 年度計画額
事業費		千円	295,144	328,696	351,031
(内特定財源)		千円	36,827	39,900	40,420
人工	職員	人工	0.7	1.2	0.7
	会計年度 任用職員	人工	0.5	0.5	0.5
	計	人工	1.2	1.7	1.2

■令和3年度計画特定財源内訳

(単位：千円)

特定財源名称	金額	備考(充当先等)
保険基盤安定繰入金	40,420	1-1-1(2-1-1) 一般管理事業
合計	40,420	

■令和3年度計画額の主な増減

(新たな取組、臨時経費、廃止項目等)

(単位：千円)

項目(科目等)	計画額	増減額	内容

■目標又は改善策に対する取組内容

- ・被保険者証や保険料額決定通知書の発送時に、パンフレット等を同封し、後期高齢者医療の制度概要を周知した。
- ・税務課収納グループと連携し、保険料の収納の確保に努めた。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う臨時的措置(減免、傷病手当金等)に対応し、適時実施した。

■ 評価

- ・後期高齢者医療の新規加入者から寄せられる質問、相談等に対し、適切に対応を図ることができた。
- ・国民健康保険税の滞納者（普通徴収）が、後期高齢者医療制度に移行してきており、収納率を維持するためにも、収納対策の拡充が必要になっている。

■ 特記事項

令和3年度 事業別行政経営計画書【B】

所属名	戸籍保険課	No.	12
事業名	養育医療費助成事業		

■基礎情報

目的	<p>未熟児は、正常な新生児に比べて生理的に欠陥があり、疾病にもかかりやすく、その死亡率は極めて高率であるばかりでなく、心身の障害を残すことも多い。生後すみやかに適切な処置を講ずることが必要であることから、指定医療機関に入院した未熟児に必要な医療を給付し、適正な養育を行う。</p>
事務内容	<p>養育医療の給付</p> <ul style="list-style-type: none">・養育のため、指定医療機関に入院する必要がある未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付を行う。 <p>費用の徴収</p> <ul style="list-style-type: none">・養育医療を給付したときは、扶養義務者から負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収する。 <p>手続き</p> <ul style="list-style-type: none">・養育医療の給付が必要とされた新生児の保護者から申請があった場合に、速やかに受診券を交付する。レセプト等で診療日数が明らかになり次第、負担金を決定し、通知する。負担金は、子ども医療費として支給(充当)する旨を併せて通知する。
現在における経過又は課題	<ul style="list-style-type: none">・平成24年度以前の実施主体は、都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市、特別区であったが、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第105号)の施行により、平成25年4月1日から、市町村へ権限移譲された。
令和3年度の目標又は改善策	<ul style="list-style-type: none">・本事業は、指定医療機関の医師の判断により開始される医療が対象であるが、未熟児で出生した子が必要な高度の入院治療を受けられるよう、養育にかかる保護者の費用の負担軽減のための給付を適切に行い、家族が安心して療養・看護できるよう支援する。・保護者の申請手続きの際は、説明を十分に行い、不安感を軽減できるよう努める。

■ 第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第2章	健康で安心な暮らし				
	基本政策	第3節	社会保障				
成果指標	/						
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値

■ 3年間の目標

目標	養育医療費助成事業の適正実施（養育医療の必要な未熟児に対し、適切な給付を行う）				
項目（単位）	R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標
養育医療受給件数（件）	8	—	—	—	—

■ 2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	現状のまま継続
R5 年度	現状のまま継続

■ 作業工程（当該年度）

月	作業内容
4 ↓ 6 ↓ 1	・医療費の月報作成(毎月) ・補助金交付申請 ・補助金交付申請
3	・補助金変更申請

■事業コスト

		単位	R1 年度決算額	R2 年度当初予算額	R3 年度計画額
事業費		千円	1,272	1,970	2,078
(内特定財源)		千円	734	1,606	1,731
人工	職員	人工	0.1	0.1	0.1
	会計年度 任用職員	人工	0	0	0
	計	人工	0.1	0.1	0.1

■令和3年度計画特定財源内訳

(単位：千円)

特定財源名称	金額	備考(充当先等)
養育医療費負担金	696	4-1-3(4-1-1) 養育医療費助成事業
国庫支出金 養育医療費負担金	690	4-1-3(4-1-1) 養育医療費助成事業
県支出金 養育医療費負担金	345	4-1-3(4-1-1) 養育医療費助成事業
合計	1,731	

■令和3年度計画額の主な増減

(新たな取組、臨時経費、廃止項目等)

(単位：千円)

項目(科目等)	計画額	増減額	内容

■目標又は改善策に対する取組内容

- ・養育医療の必要な未熟児に対し、適切な給付を行った。
- ・手続に際しては、申請者に対し、分かりやすく丁寧な制度説明に努めた。

■評価

- ・申請者から寄せられる質問、相談等に、適切に対応することができた。

■特記事項

令和3年度 事業別行政経営計画書【B】

所属名	健康福祉部戸籍保険課	No.	13
事業名	個人番号カード等交付事業		

■基礎情報

目的	<p>平成27年10月に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が施行されたことに伴い、すべての住民に個人番号（マイナンバー）が付与されることになった。法令の施行後も、出生や国外からの転入等の異動手続の際は、新たに個人番号を付番し、通知されている。</p> <p>国・地方を通じた行政のデジタル化が、国として喫緊の課題となる中、デジタル社会を早期に実現するため、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤である個人番号カードの普及拡大を図る。</p>
事務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号の付番 ・個人番号カード等の交付等事務 ・個人番号カードの継続事務 ・個人番号カード電子証明更新事務
現在における経過又は課題	<ul style="list-style-type: none"> ・国は、令和4年度末までに、ほとんどの住民が個人番号カードを保有することを想定し、普及を進めていくことを目標に掲げており、市区町村は、個人番号カードの交付体制の整備や申請受付の推進のため、交付円滑化計画を策定している。 ・法改正により、「通知カード」は令和2年5月24日をもって廃止され、5月25日以降、出生等により新たに個人番号を取得した住民には「個人番号通知書」が送付されている。 ・令和2年度（令和2年12月～令和3年3月）、個人番号カードの普及拡大のため、国により、全国の未申請者を対象に交付申請書が送付された。 ・町の個人番号カードの交付状況について、令和元年度は、交付枚数379枚（交付率9.97%）・累計2,412枚、令和2年度（2月末まで）は、交付枚数2,932枚（交付率22.02%）・累計5,344枚で、増加傾向にある。 ・個人番号カードの交付手続きのため、令和2年1月から、毎月第2日曜日の午前に窓口を開設している。 ・個人番号カードの新規交付手続きに加え、取得から5年経過による電子証明書の更新手続きの件数が増えているが、手続きに必要な暗証番号を忘れてしまう方がみえ、暗証番号の再設定が必要となる場合が多い。
令和3年度の目標又は改善策	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カードの交付率の向上に向け、窓口等で啓発する。 ・個人番号カードの交付時における、交付の滞留の防止及び交付通知書の早期発送の徹底を図る。 ・個人番号カードの取得PRと併せ、申請手続きを支援する場（出張窓口）を設ける。

■ 第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第6章	持続可能な地域経営				
	基本政策	第2節	行財政経営				
成果指標	/						
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値

■ 3年間の目標

目標	デジタル社会の基盤となる個人番号カードの普及促進に向け、個人番号カードの普及啓発に努める。					
	項目（単位）	R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標

■ 2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	個人番号カードの交付に伴う窓口開設及び普及啓発
R5 年度	個人番号カードの交付に伴う窓口開設及び普及啓発

■ 作業工程（当該年度）

月	作業内容
4 ～	個人番号付番事務 個人番号通知に関する事務 個人番号カードの交付等事務 個人番号カードの継続事務 個人番号カード電子証明更新事務

■事業コスト

		単位	R1 年度決算額	R2 年度当初予算額	R3 年度計画額
事業費		千円	4,349	5,072	10,949
(内特定財源)		千円	4,349	4,727	10,866
人工	職員	人工	0.5	0.5	2.0
	会計年度 任用職員	人工	1.0	1.0	1.0
	計	人工	1.5	1.5	3.0

■令和3年度計画特定財源内訳

(単位：千円)

特定財源名称	金額	備考(充当先等)
個人番号カード再交付手数料	40	2-3-1(5-1-1) 個人番号カード交付事業
個人番号カード交付事業費補助金	8,753	2-3-1(5-1-1) 個人番号カード交付事業
個人番号カード交付事務費補助金	3,073 (2,073)	2-3-1(1-1-1) 1,000千円 職員給与費 2-3-1(5-1-1) 個人番号カード交付事業
合計	10,866	

■令和3年度計画額の主な増減

(新たな取組、臨時経費、廃止項目等)

(単位：千円)

項目(科目等)	計画額	増減額	内容

■目標又は改善策に対する取組内容

- ・個人番号カードの交付手続きについて、個人番号カードが、地方公共団体情報システム機構から役場に届き次第、交付通知書を申請者宛て発送し、滞留することのないように努めた。
- ・個人番号カードの臨時交付窓口(第2・第3・第4水曜日の午後7時まで、第2日曜日の午前9時から正午まで)を開設し、交付事務を行った。
- ・窓口において、個人番号カードの取得に関する相談を受けた際は、申請方法から交付手続きまでの流れを説明し、希望者には交付申請書を配布した。

■評価

- ・個人番号カードの交付状況について、令和2年度は、合計3,641枚（交付率24.9%）、累計6,053枚、令和3年度は、合計3,903枚（交付率41.1%）、累計9,956枚で、令和2年度に引き続き、増加した。
- ・個人番号カードの交付手続きのため、平日の時間帯においても窓口の来庁者が増加したが、臨時交付窓口を含め、適切に対応した。
- ・今後も、国の個人番号カードの普及施策により、個人番号カードの取得希望者が増加することが予想されるため、交付体制の充実が求められる。

■特記事項